

一般財団法人日本救急医療財団
「救急の日」運営委員会規程

(総則)

第1条 一般財団法人日本救急医療財団(以下「本財団」という。)定款第38条第4号の規定に基づき、一般財団法人日本救急医療財団「救急の日」運営委員会規程を次のように定める。

(設置及び目的)

第2条 本財団に、救急医療に関する国民の知識及び技術の水準をより向上、充実させるため、厚生労働省と消防庁が定めた「救急の日」(9月9日)及び「救急週間」において救急医療体制及び救急業務について、広く国民に普及啓発することを目的とし、一般財団法人日本救急医療財団「救急の日」運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の業務)

第3条 委員会は、前条の目的の達成のため、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 「救急の日」事業の実施に関すること。
- (2) 「救急の日」事業の収支予算書に関すること。
- (3) 「救急の日」事業の収支報告書に関すること。
- (4) その他運営に関すること。

(委員及び組織)

第4条 委員会の委員は次の通りとし、15名以内とする。

- (1) 主催する機関を代表する者
- (2) 主催する機関で選定する者
- (3) 関係する団体で選定する者等

2 委員会の委員長は、日本救急医療財団理事長がこれに当たる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(委員の任期)

第6条 委員会の委員の任期は、2年とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、日本救急医療財団において処理する。

附 則

この規程は、平成25年 5月10日から施行する。